様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事　　◉市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	尼崎市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kansa_joho/joho_kojin/032179.html

執行機関名　尼崎市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等）

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの （地域生活支援事業　日中一時支援）
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		尼崎市個人番号の利用に関する条例　別表第2　第16項 法別表第1の84の項の下欄に掲げる事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第1条	尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱第1条　第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法 、知的障害者福祉法 、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	第1条 この事業は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）を一時的に預かることにより、障害者等に日中活動の場を提供し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。 第2条 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要である障害者等に、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行う（以下「日中一時支援サービス」という。）。
⑦独自利用事務の関連規範		尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱